被処分者	認定証番号	福井県公安委員会　第　３３　号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	安全運転代行
	主たる営業所が所在する市区町村	福井県福井市
処分年月日		平成２６年１２月　９日
処分内容		指示処分
処分理由		立入検査を実施したところ、損害賠償責任保険（共済）契約を締結することなく、随伴用自動車を使用して運転代行業務を行っていたことが確認されたもの。
根拠法令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第１２条（保険契約等締結義務違反）
処分を行った運輸支局等		中部運輸局　福井運輸支局

被処分者	認定証番号	福井県公安委員会　第　２０９　号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	ミスター運転代行
	主たる営業所が所在する市区町村	福井県大飯郡高浜町
処分年月日		平成２７年　２月２３日
処分内容		指示処分
処分理由		立入検査を実施したところ、損害賠償責任保険（共済）契約を締結することなく、随伴用自動車を使用して運転代行業務を行っていたことが確認されたもの。
根拠法令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第１２条（保険契約等締結義務違反）
処分を行った運輸支局等		中部運輸局　福井運輸支局

被処分者	認定証番号	三重県公安委員会　第　１６３　号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	安心代行
	主たる営業所が所在する市区町村	三重県多気郡明和町
処分年月日		平成２７年　３月　３日
処分内容		指示処分
処分理由		立入検査を実施したところ、損害賠償責任保険（共済）契約を締結することなく、随伴用自動車を使用して運転代行業務を行っていたことが確認されたもの。
根拠法令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第１２条（保険契約等締結義務違反）
処分を行った運輸支局等		中部運輸局　三重運輸支局

被処分者	認定証番号	福井県公安委員会　第　１７　号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	有限会社　シャーク運転代行サービス
	主たる営業所が所在する市区町村	福井県大野市
処分年月日		平成２７年　３月１８日
処分内容		指示処分
処分理由		損害賠償責任保険（共済）契約を締結することなく、随伴用自動車を使用して運転代行業務を行っていたことが確認されたもの。
根拠法令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第１２条（保険契約等締結義務違反）
処分を行った運輸支局等		中部運輸局　福井運輸支局